

# 農業委員会総会議事録

(令和5年11月8日開催分)

熊本市農業委員会

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和5年11月8日(水) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

### 農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

16番 福原 幸一

午後 3 時 0 0 分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数 24 名中 23 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立しております。

なお、本日は会長が欠席のため、同法第 5 条第 5 項の規定に基づき、谷口副会長に会長の職務代理をお願いいたします。

それでは谷口副会長、ご挨拶をお願いいたします。

副会長 こんにちは。ご承知のとおり、福原会長が出席がかないませんので、私が代わりまして議長を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第 4 条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長職務代理の谷口副会長、よろしく願いをいたします。

議長 それでは、議事に入ります。議事に入るに当たりまして、総会次第 3 の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、15 番の赤木英雄委員、それから 17 番の眞鍋宣孝委員にお願いしたいと思います。書記に事務局の村上浩徳技術主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請から第 8 号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの 8 件でございます。

議案の修正がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 8 ページ、第 3 号議案、農地法第 4 条の規定に基づく許可申請、4 番の農地区分欄でございます。修正箇所は農用地区域内の農地に「第 1 種農地」を追記することをお願いいたします。

それから、同じく 8 ページ、第 3 号議案、農地法第 4 条の規定に基づく許可申請、4 番の備考欄でございます。修正箇所につきましては、「一時転用（更新）」を「一時転用（更新 2 回目）」と修正お願いいた

します。

修正、以上でございます。

議長　それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請27件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。譲受人は、住宅リフォームの自営業を営み、芝を栽培している兼業農家で、申請地には芝を作付される計画です。

2番は親族間の売買による所有権移転の申請です。譲受人は元酪農家で、妻の妹が相続で取得した農地を売買により権利を取得するものです。譲受人は経営移譲年金の受給者であるため、権利移転後は同居する後継者に使用貸借を行う予定です。申請地には大根、ホウレンソウ、サツマイモを作付される計画です。

3番の申請地については、先日、農業委員会総会において、譲受人であった中古車販売業を営む兼業農家の個人が、申請地にビニールハウスを建て、サツマイモの苗床を作る計画でしたが、譲受人が所有する農地の一部が自動車修理販売業用地として利用しており、農地法第3条第2項第1号の不許可要件に該当する可能性があり、継続審議とした案件です。総会の審議結果を両申請人に伝えた結果、令和5年10月19日に両申請人から報告事項26ページのとおり、予定変更の理由により申請が取下げとなりましたので、報告いたします。

それでは、今回の申請内容についてご説明いたします。

3番は経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。譲受人は露地野菜を作付されている農家で、申請地にはサツマイモ、白菜、キャベツなどの露地野菜を作付されるとのことです。

以上、3件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番、2番、3番について、地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございますか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、4番です。お願いします。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

4番から8番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、社会福祉法人が施設入所者の訓練作業農場として利用するため、賃借権を設定される申請です。法人には先日、地区委員会へご出席をいただき、利用計画について聞き取り調査を行いました。当該法人は多機能事業所を営んでおり、就労継続支援B型27名、生活保護13名が入所されております。今回の申請は、これらの入所者の方々が日常生活及び就労等の自立性を高めていくことを目的に、ナス、タマネギなどの野菜栽培を通した訓練作業を行うということでした。

5番は、持分2分の1を妻へ贈与するために、所有権を移転される申請です。申請人ご夫婦は、トマト、水稻を栽培されている農家で、申請地には引き続き水稻を作付されます。

6番は、経営拡張による所有移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画である。

7番も経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はレンコンを栽培されている兼業農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

8番につきましても、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上、5件、先日の地区委員会で検討した結果、4番については、農地法第3条第2項のただし書に規定する不許可の例外に該当し、問題はないものと判断いたします。また、残る4件につきましては、条項各号の不許可要件に該当しておらず、いずれも申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま4番から8番について、地元委員より説明がありましたが、

何かこの件についてご意見ありますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は9番です。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

9番、10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

9番は、所有権を移転し、第三者へ贈与する申請です。譲受人はミカンを栽培される専業農家ですが、申請地は自宅近くの小面積の農地で、取得後はサトイモなど露地野菜を作付される予定です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は既にミカンを栽培されている専業農家で、申請地では大根、ハクサイなど露地野菜を作付される予定です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 9番、10番について地元委員より説明ございましたけれども、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次、11番です。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、営農型太陽光発電設備の設置期間満了に伴う区分使用貸借権設定の更新3回目の申請です。これは太陽光設備設置者を営農者が異なるときに設置者は空中部分を利用することから、3条許可を必要とされるものです。なお、支柱等の部分については、同時に5条の申請を行っています。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 11番について説明がありましたけれども、何かご意見ありますか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、許可することに決定いたします。  
次、12番です。

#### 7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

12番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

12番は、新規就農による賃貸借権設定の申請です。借受人は、許可後申請地でソラマメを栽培される計画です。借受人と一緒に農地地区委員会に出席いただき営農計画などの聞き取り調査を行った結果、今回の申請には何ら問題ないと判断いたしました。

以上、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 12番について地元委員より説明がございました。何か意見ありますか。

一同 異議なし。

議長 それでは、申請どおり許可することに決定いたします。  
13番です。

#### 5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

13番、14番につきまして地区委員会で協議状況を報告いたします。

13番、14番は関連で、自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請です。譲受人は親が運営する保育園の園長をされており、許可後は園児、保護者の方も農作業に参加して、水稻を作付される計画です。

譲受人は先日の地区委員会に出席いただき、営農計画などの聞き取り調査を行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 今、13、14について説明がありました。何かご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、15番です。

### 3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、新規就農のための使用貸借権設定の申請です。借受人には地区委員会での出席をいただき、営農計画などについて聞き取り調査を行っております。

借受人は会社を退職し、本格的に農業を始めるため、祖母である貸付人より農地を借りて農業を始められます。今年の8月から12月末まで熊本むくな生産組合で研修を受けられる予定です。許可後は4,000㎡にムクナ豆、残り約2,000㎡にサツマイモ、柿を作付される計画であります。基本的には単身で作業をされますが、繁忙期には家族が手伝われる予定です。地区委員会におきましては、新規就農について何ら問題もないものと判断いたしました。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 15番について地元委員より報告がございました。何かご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定をいたします。

次、16番です。

#### 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

16番から18番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請です。譲受人は自家消費のため、露地野菜を栽培される計画で、申請地には許可後トマト、ナスを作付される予定です。

17番は、新規就農のための使用貸借権設定の申請です。借受人には地区委員会へ出席いただき営農計画等について聴き取り調査を行っております。借受人は農業を始めるに当たり、今年の9月から兄弟の元で農業の手伝いをしております。申請地では許可後水稻、スイカを作付される計画で、出荷先はJAを予定されております。地区委員会におきましては、新規就農について何ら問題もないものと判断しております。

18番は、自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請です。譲受人は自家消費のため露地野菜を栽培される計画で、申請者には許可後、カライモなどの露地野菜を作付される予定です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 16番から18番について地元委員より報告がございましたけれども、何かご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次、19番です。

#### 11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

19番から27番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、後継者へ使用貸借権設定の申請であります。借受人は、水稻、スイカ等を栽培される兼業農家で、許可後も引き続き水稻、スイカ等を作付される予定であります。

20番は、新規就農のため、賃貸借権設定の申請であります。許可後はスイカ、キュウリを作付される計画であります。今回、農地を貸付けする農家での研修を積まれ、今後は貸人である農家の支援を受けながら、農業に取り組まれる計画であります。借受人は先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。

21番は、自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請で、義理の兄へ贈与されるものであります。譲受人はジャガイモ、カボチャを栽培される計画であります。

22番は、新規就農のため、賃貸借権設定の申請であります。許可後はラッキョ、トウガラシを作付される計画であります。現在は、農業の手伝いをされており、ネット販売、飲食店への農産物販売等を考えられております。借受人は、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。

23番は、申請地を譲渡人である熊本県農業公社と分割支払いによる売買契約を5年前に行い、今回、その支払いが完了したため所有権移転の申請をされたものです。譲受人は水稻、果樹等を栽培される専業農家で、許可後はデコポンを作付される計画であります。

24番は、所有権移転の申請で後継者へ生前贈与されるものであります。譲受人は水稻、スイカ等を栽培される専業農家で、許可後はジャガイモを作付される計画であります。

25番は、所有権移転の申請で、いとこへ贈与されるものであります。譲受人は水稻、カライモを栽培される兼業農家で、許可後は露地野菜を作付される計画であります。

26番は、所有権移転の申請で、第三者へ贈与されるものであります。譲受人は水稻、スイカ等を栽培される専業農家で、許可後はスイカを作付される計画であります。

27番は、所有権移転の申請で、子へ贈与されるものであります。譲受人は露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後はバンパイヤンを作付される計画であります。

以上9件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 19番から27番について9件、地元委員より報告がございました。  
何かご意見ありますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定をいたします。

それでは続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件で  
ございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、  
協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

## 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、当初個人の方が平成12年12月に宅地分譲用地として農  
地法第5条の許可を受けておられましたが、長らく計画が頓挫してお  
り、平成28年5月に、現在の所有者である廃棄物処理業を営む法人  
が事業の承継を行い、現在に至っております。このような状況の中で、  
熊本地震の影響もあり、隣接する廃棄物処理施設が想定より早く処理  
能力の上限近くとなり、宅地分譲用地としていた計画を廃棄物処理施  
設へと変更する必要が生じたため、今回、申請されたものです。土地  
利用計画につきましては、35年間を埋立期間とし、第7層にわたり  
埋立てを行う計画で、資金計画についても資金証明書が提出されてお  
ります。

なお、今回の申請に当たっては、熊本市産業廃棄物処理施設指導要  
綱第7条に基づき、令和4年6月に関係各課による産業廃棄物処理施  
設設置に関する連絡会議が行われ、今回の事業計画変更における事業  
内容を確認しており、他法令の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及  
び森林法に基づく許可と同時期に承認通知を発出する予定となってお  
ります。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、今回の事業計画変更  
については、変更後の事業の必要性及び確実性が認められることから、  
申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いい  
たします。

議 長 ただいま1番についてご報告がございましたが、この件について何

かご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認相当とすることに決定いたします。

なお、この申請は転用面積が4 ha を超えますので、農業会議の意見を聴取した上で、申請書に承認相当の意見を付して熊本県知事へ送付することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請8件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農家住宅への転用許可申請です。農地区分は10 ha 以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するものであって、総事業面積に占める当該第1種の農地の面積の割合が3分の1を超えないものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、立ち木含む総事業面積608.28㎡、転用面積104㎡に農家住宅木造2階建て1棟及び農機具置場を設置され、転用部分については、住宅敷地内の通路部分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は以前から通路として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が添付されております。

工事期間は令和6年8月30日までを予定とされており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお

願います。

議長 　　ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございますか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、2番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、農業用資材置場への転用許可申請です。隣接地も一斉で転用するとして、第4号議案13番の5条の許可申請が同時に提出されております。農地区分が農用区域内にある農地で、原則許可できませんが、今回の申請に当たっては事前に農業用施設用地への用途区分の変更手続は済んでおります。よって、今回の申請は、農用地利用計画において、指定された用途に使用されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。

土地利用計画は、申請地及び5条での同時申請地を合わせまして1,159㎡に農業用資材置場を設置し、農機具や農業用資材等の保管場所として利用する計画となっており、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容から周辺農地への影響もないものと思われまます。ただ、申請地は既に農業用資材置場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願います。

議長 　　ただいま2番について地元委員より報告がございました。何かご意見ございますか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次、3番。

#### 3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

3番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件が合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅、木造平家建て1棟、105.20㎡の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和6年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま3番について地元委員より報告がありました。何かご意見  
ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定をいたしま  
す。  
次、4番です。

#### 4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、農業及び太陽光発電事業を営む法人が、営農型太陽光発電設備の設置期間満了に伴う更新2回目の一時転用の許可申請です。農地区分は、8筆のうち7筆が農用地区区域内にある農地、1筆が第1種農地内にある農地です。農用地区区域内にある農地及び第1種農地内にある農地の転用は原則不許可ですが、申請地を仮設工作物の設置等

の一時転用に該当するものとして、不許可の例外に該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、引き続き下部及び下部以外の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続して行う計画です。設備の内容は、太陽光パネル4,659枚、発電容量1,257.93kW、遮光率は65から88%、パネル下の空間の高さは最低で2.2mとなっております。なお、パネルの直下面積は7,627㎡です。転用面積はパネルとフェンス、支柱合わせて3,055本分の16,41㎡で、適正な面積と判断いたします。太陽光パネルの下部においては、ハラン、パネル外側では河内晩柑などを生産されております。過去1年間の農作物の生産について、ハランが地域の平均的な反収1万2,000枚に対し、9,766枚で81%、河内晩柑は地域の平均的な反収1,600kgに対し、1,393kgで87%が収穫されております。なお、知見を有する者からの意見書においては、この間の肥培管理が適切に行われてきたこと、また、今後についても引き続きイノシシ対策や病害虫の適期防除、剪定や摘果などについても徹底し、栽培品目への理解を深めていく旨の内容でした。

なお、支柱を含め、営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了等による原状回復のための設備撤去の指導がなされた場合は、当該設備を解体撤去する旨の確約書の提出がなされております。

また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがないものと判断されることから、一時転用期間の、3年間の更新は適当であると判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何か意見ございますか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請、なお、4番については、営農型太陽光発電設備への一時転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請2

6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

## 22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、建築土木業を営む法人が賃借権を設定し、熊本市土地計画事業鶯川第2排水区雨水管渠築造工事のための工事現場事務所、資材置場及び駐車場へ一時転用する許可申請です。農地区分は、益城熊本インターチェンジの出入口から300m以内にある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地にプレハブの工事用現場事務所のほか、資材置場75㎡、駐車場5台分を設置される計画です。工期は令和5年11月30日までを予定しており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。一時転用期間は、許可後令和7年4月30日までで、期間終了後は、農地へ原状復旧する旨の申出がっております。開発許可及び仮設建築物の届出は不要であることを担当部署に確認をしております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、所有権を移転し、宅地を拡張するための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続するものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、これまで申請地の隣地に駐車していた車2台分の敷地と、隣接農地ののり面として利用してきた農地に、平成28年の熊本市地震の際に亀裂が入ったため擁壁工事を行い、宅地の通路として使用してきた土地を敷地として拡張するものです。既に宅地の一部として使用し、また手続を怠っていたことについて反省している旨の始末書の添付がされております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 1 番、2 番につきまして、地元委員よりご報告がありましたけれども、何かご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、3 番です。

#### 17 番 眞鍋宣孝委員

17 番委員、眞鍋です。

3 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3 番は、建設業を営む法人が所有権を取得して、資材置場と駐車場へ転用する転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定において、近年熊本市や近隣町の工事を受注し、また、申請地隣接の造成工事を請け負うことになり、適当な広さと作業効率、将来的な利便性を考慮したところ、申請地が適地であったとのことでした。

土地利用計画は、型枠、グリ石、砂利などの仮設資材、建設資材置場、U字溝、縁石、浸透柵などの二次製品置場、運搬用車両2台、ユンボ1台、自動車2台及び車両の展開スペースとして利用するもので、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年12月1日から令和6年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。また、開発許可は不要であることを確認しております。資力、信用等、転用行為の現実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま3 番につきまして、地元委員よりご報告がございました。何かご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定をいたします。  
次、4番です。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

4番、5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、使用貸借権を設定し、農業用資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の農業用施設に供するために行われるものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に607㎡をトラクター、田植機などの農機具や肥料、コンテナなどの資材置場として利用するほか、駐車場通路などとして利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和5年12月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

5番は、所有権を移転し、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内的の農地で、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域内にあり、申請地からおおむね500m以内に小学校、病院があることから、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地442㎡を15台分の貸駐車場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和5年12月20日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたします。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま4番、5番について、地元委員よりご報告がございました。

何かご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。  
次は6番です。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

6番から12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、賃貸借権の設定による営農型太陽光発電設備の期間満了に伴い、更新第3回目の一時転用許可申請です。農地区分は、農用地区域内の農地ですが、今回の申請は不許可の例外規定の仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。設備については、申請地面積2万3,250㎡に、高さ1.4mから2mの支柱を立て、太陽光パネル6,912枚を設置されております。一時転用面積は、パネル支柱1,832本、フェンス支柱217本等の計153.

13㎡で、発電容量1,750kW、遮光率97%、パネルの直下面積は1万1,086㎡です。下部の農地につきましては、引き続きミョウガを栽培されております。営農計画書、営農への影響見込み及び地域の平均的な反収等の根拠となる関連データ、知見を有する者の意見書が添付されており、本年2月の生産状況報告においても地域の平均的な反収200kgに対し、反収280kgであることから、下部の農地における営農は、引き続き適切に行われるものと判断しました。また、支柱を含め、営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了時に、転用実行者の責任と費用によって当該設備を解体、撤去する旨の確約書の提出がなされております。

以上のことから、一時転用期間の3年間の更新は適当であると判断いたしました。

7番は、所有権移転により、駐車場及び通路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定され

ております。

土地利用計画は、近隣にコインパーキング等がないことから、申請地北側に居住される申請人が転用面積169.78㎡に、来客用及び事業車両用として、普通車両6台分の駐車場と通路を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。なお、通路に転用される土地につきましては、現在、道路内側溝部分となっており、許可後、市に寄附されるとのことです。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和6年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

8番、9番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、立ち木含む総事業面積2,543.39㎡、転用面積705㎡に建築条件付売買予定地8区画及び道路、水路、ごみ置場、立ち木部分に既存住宅1棟を含む計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

10番、11番は関連で、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、立ち木含む総事業面積716.69㎡、転用面積720㎡に、自動車板金塗装業を営む申請人が修理依頼車両等を保管するための普通車両12台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

12番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1

種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積500㎡に建築条件付売買予定地2区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付がされております。工事期間は令和7年12月25日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上7件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま6番から12番までについて、地元委員より報告がございました。何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、6番は営農型太陽光発電設備への一時転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。次、13番です。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

13番は、所有権移転による農業用資材置場への転用許可申請です。この案件については、隣接地も一体で運用するとして4条許可を同時に申請され、ご承認をいただいたものです。事業内容については、第3号議案の2番で説明したとおりでございます。

以上です。

議 長 13番につきまして、地元委員よりご報告がございました。何かご意見ありますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次、14番です。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

14番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性が低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺農地以外の土地も含めて、代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、建築面積98.12㎡を建築される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中で、許可見込みとのこと。工事期間は令和6年12月28日までの予定で、許可後は、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 14番につきまして、地元委員よりご報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定をいたします。  
次、15番です。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

15番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告い

たします。

15番は、建設業を営む法人が所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建売住宅2棟を建築される計画です。妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、サービス業を営む個人が使用貸借権を設定し、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住しております。代替地については、周辺での農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、貸借人は外構の整備や解体業を営んでおり、申請地に重機やトラック、山砂やブロックを置く計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、令和6年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は既に埋め立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

17番から19番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地、13区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回

答書写しの添付がされております。工事期間は令和7年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、酪農を営む個人が所有権移転し、牛舎の公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、酪農を営む申請人が先の熊本地震で、牛舎、建物の損壊があり、土地の形状を調査したところ、字図と現況に相違があり、現在の牛舎内に道路があることが判明。市と相談した結果、道路付け替えを行うことになったものです。道路の用途廃止、付替えにつきましては南区土木センターからの審査結果の写しが添付されております。

21番は、土木建設業を営む法人が所有権移転し、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に鉄骨資材、搬入資材などを置く計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和6年2月15日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

22番は所有権移転による、貸資材置場へ転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されません。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積255㎡を造成業を営む法人に資材置場として貸し付ける計画で、転用面積としては適正なものと判断されません。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。なお、申請地は既に埋め立てており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

23番は賃借権設定による貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住しております。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、駐車場として近隣の自動車整備工場に貸し付ける

計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、令和6年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上9件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 15番から23番について地元委員より報告ございました。この件につきまして何かご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
なお、17番から19番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。  
次、24番です。

#### 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

24番から25番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

24番は、賃貸借権を設定し、キャンプ場及びアウトドア体験用地に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地として近隣で農地以外の土地など検討されましたが、日照、事業規模などからほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆に224㎡にバーベキュー場及びアウトドアスポーツ用地を計画されており、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われま。今回の申請につきまして、申請人は申請地を使用してほしい旨の依頼があった時点で、山砂を搬入し整地をされており、申請人からは、今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が提出されております。

25番は、不動産売買等を営む法人が、所有権を移転し建築条件付売買予定地に転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の

農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地選定に当たっては、代替地として近隣で農地以外の土地を検討されましたが条件に合わず、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1筆425㎡に建築条件付売買予定地2区画を整備する計画で、転用面積は適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画ともに問題はなく、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで、許可の見込みがあるものと判断いたします。工事は令和6年4月30日に完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものだと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 24番、25番につきまして地元委員より報告ございました。何かご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。26番です。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

26番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

26番は、建築工事業等を営む法人が、資材置場設置のため、所有権移転される転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性が低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。

土地利用計画は、463㎡にリフォームで生じた廃材等を分別するための置場、木材、建築資材の砂利等の設置スペースで、転用面積としては問題ないものと思われます。事業計画、残高証明書等の添付書類も添付されており、周辺農地等への影響もなく、土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。工期につきましては許可日から令和6年2月1日までを予定されており、許可後、速やかに着手さ

れることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 26番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございますか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、第5号及び第6号議案並びに第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号、第6号及び第7号議案は関連ですので、併せて説明します。まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明します。

一覧は、議案書21ページです。

初めに、所有権移転ですが、明細は、議案書22ページの1番から26ページの13番までの合計13件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は、13件合わせて田5万271㎡のみとなっており、合計面積も同じです。なお、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は、議案書26ページの14番から34ページの31番までの合計18件です。契約期間別では6年未満が12件、10年以上が6件で、面積は18件合わせまして田9万8,938㎡、畑7,593㎡の合計1万6,531㎡です。なお、権利の種類は、賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、露地野菜です。

次に、再設定分です。明細は、議案書35ページの32番から38ページの40番までの合計9件で、契約期間別では6年未満が8件、10年以上が1件で、面積は9件、合わせて田3万7,975㎡、畑4,578㎡の合計4万2,553㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、露地野菜です。

続きまして、第6号議案です。一覧は議案書39ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定です。明細は、議案書40ページの1番から54ページの51番まで、契約期間別では6年未満が45件、10年以上が6件で、面積は51件、合わせて田6万7,875㎡、畑7万3,087.67㎡の14万962.67㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。このうち全てが一括方式となっています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号及び第6号議案の説明については以上です。

最後に、第7号議案、農地利用集積等促進計画について説明します。明細については、議案書55ページ、1番から56ページ、4番までの4件です。権利の種類は全て賃貸借権設定となっています。

なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いします。

以上です。

議長 　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号及び第6号議案につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われております。農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしております。また、第7号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、提案どおり承認することに決定をいたします。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地1筆、願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。次、2番です。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地8筆を、願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　今、2番につきましてご報告がございました。何かご意見ございますか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次、3番です。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

3番、4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予の継続のために必要とする証明の願出です。願出人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

4番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予の継続のために必要とする証明の願出です。願出人は花卉、露地野菜を栽培されている兼業農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上2件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま3番、4番につきまして、地元委員より報告がございました。何かご意見ございますか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定をいたします。

次に、次第5の報告事項ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から12番までの合計125件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長 　　次に、次第6号その他です。  
地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　地域計画策定について事務局状況の報告を行います。

10月23日に、河内地区の白浜新地地区の第2回目協議が行われ、

目標地図素案の確認が終了しました。また、10月24日には、中部・東部の秋津地区で、第1回目協議が行われ、協議の結果、第2回目協議を11月22日に開催し、再度協議を行う予定です。

なお、モデル地区5地区のうち、豊田、大井、宇土開の3地区についても、今後第2回目の協議を行うことにしておりますが、協議参加者の調整を行いながら開催予定としております。

今後、残りの49地区についても、令和6年度12月までの目標地図素案作成終了に向けて、地図作成が可能な地区から順次目標地図の作成及び地元協議開催を行いますので、委員の皆様のご協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが報告を終わります。

議長 ただいま事務局から説明ございましたが、何か質問なり、ご意見ございますか。

一 同 異議なし。

議長 ないようでございますので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会により議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉 会 午後4時19分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年11月8日

議 長 谷口 憲治

署名委員 赤木 英雄

署名委員 真鍋 宣孝

書 記 村上 浩徳